



おりお安心ネット通信

折尾警察署

☎ 093(691)0110



～地域との協働による犯罪・事故の起きにくい社会づくり～ 令和5年12月 第18号



年末の交通安全県民運動

運動期間 令和5年12月11日(月)～12月31日(日)



運動の重点

- ① 夕暮れ時と夜間における歩行者の交通事故防止
～横断歩道マナーアップ運動の推進～
- ② 飲酒運転の撲滅
- ③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

夕暮れ時と夜間における歩行者の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップ運動の推進～

- 近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、横断する際は左右の安全確認をしましょう。
- 横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。
- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。
- 夕暮れ時の早めのライト点灯、夜間の対向車や先行車がない状況でのハイビーム活用に努めましょう。



飲酒運転の撲滅

- 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。
- 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。
- 二日酔い運転をしないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。



自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車等は、ヘルメットを着用しましょう。(※1)
- 自転車は車両です。見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止するなど安全な速度と方法で進行しましょう。
- 「自転車安全利用五則」(※2)を守りましょう。
- 自転車保険に加入しましょう。



※1 自転車等・・・自転車及び特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード等」をいう)
 ※2 自転車安全利用五則 ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

ただいまの笑顔で今日も会えますように